第六十四条の次に次の一条を加える。

（事業における留意事項）

第六十四条の二　雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

第六十七条後段中「と読み替えるもの」を削る。

第七十二条第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、第二十四条の二第一項第二号」を、「理由」の下に「第十三条第三項若しくは第二十四条の二第一項の者、同項若しくは」を加え、「又は同項第二号」を「、第二十四条の二第一項第三号の災害又は第五十六条の三第一項第二号」に改める。

第七十九条の二中「第二十四条」の下に「、第二十四条の二第一項及び第二項」を加える。

附則第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項の者、同項」とあるのは、「、第二十四条の二第一項若しくは附則第四条第一項の者、第二十四条の二第一項」とする。

附則第五条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、「第二十二条第二項に規定する」の下に「就職が困難な」を加え、「次の各号のいずれかに該当するもの」を「厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定の適用がある場合における第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の規定の適用については、第二十八条第一項中「個別延長給付を」とあるのは「個別延長給付又は附則第五条第一項の規定による基本手当の支給（以下「地域延長給付」という。）を」と、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、地域延長給付」と、「個別延長給付又は広域延長給付」とあるのは「個別延長給付、地域延長給付又は広域延長給付」と、「個別延長給付が行われること」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が行われること」と、「個別延長給付が行われる間」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が行われる間」と、第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「、全国延長給付又は地域延長給付」と、第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「地域延長給付、広域延長給付」と、第七十二条第一項中「若しくは第二十四条の二第一項の者、同項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項の者、第二十四条の二第一項」と、「若しくは第五十六条の三第一項」とあるのは「、第五十六条の三第一項若しくは附則第五条第一項」と、第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「、第五十九条第一項並びに附則第五条第一項」とする。

附則第十条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、「特定理由離職者」の下に「（厚生労働省令で定める者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項の者、同項」とあるのは、「、第二十四条の二第一項若しくは附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する第五十七条第二項の者、第二十四条の二第一項」とする。

附則第十四条　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十四条第一項」とする。

附則第十五条中「行い、」の下に「平成三十二年四月一日以降」を加える。

第二条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「）をいう。以下同じ。）」の下に「、募集情報等提供事業を行う者（同条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）に提供する者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。）」を、「その事業主、職業紹介事業者等」の下に「、募集情報等提供事業を行う者」を加える。

第十六条第一項中「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」に改め、同条第二項中「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」に、「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」を「四千九百二十円以上一万八百八十円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千三百二十円」を「二千四百六十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千二十円」を「一万五千五百九十円」に改め、同号ロ中「一万五千七百三十円」を「一万六千三百四十円」に改め、同号ハ中「一万四千三百円」を「一万四千八百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千八百七十円」を「一万三千三百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

第十九条第一項第一号中「千二百九十五円」を「千二百八十二円」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第五十六条の三第三項第一号並びに第三号ロ及びハ中「一万千七百四十円」を「一万二千九十円」に改める。

第五十八条第一項中「が公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

第六十条の二第四項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十四万三千二百円」を「三十五万六千四百円」に改め、同条第七項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第六十一条の四第一項中「一歳六か月に満たない子」の下に「（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子）」を加える。

第七十二条第一項中「同項」を「第十八条第三項の算定方法、第二十四条の二第一項」に改める。

第七十六条第二項中「職業紹介事業者等」の下に「、募集情報等提供事業を行う者」を加える。